



答 申 第 6 2 0 号  
平成 29 年 2 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 2 月 21 日付け神保総計第 2539 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

福祉情報システム等への DV 等被害者情報項目の追加について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 福祉情報システムにおいて、住民記録システムから提供を受けた DV 等被害者情報、及び福祉事業で把握した DV 等被害者情報を項目追加することは、DV 等被害者への確実な支援に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 統合宛名システムにおいて、福祉事業で把握した DV 等被害者情報を項目追加することは、情報提供ネットワークシステムを利用した他機関との情報連携にあたり、DV 等被害者の特定個人情報の慎重な取扱いに寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 3 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

福祉情報システム等への DV 等被害者情報項目の追加について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

(住民基本台帳情報)

DV 該当フラグ

DV 該当年月日

DV 解除年月日

(福祉個人情報)

DV 該当フラグ

DV 該当年月日

DV 解除年月日

福祉 DV フラグ

福祉 DV 該当年月日

福祉 DV 解除年月日